



KIDS  
DESIGN  
AWARD  
2017

## 第11回キッズデザイン賞の 「東京都 審査料補助制度」と「東京都知事賞」が 正式決定！ <応募締め切り：5月12日(金)>

東京都は、第11回キッズデザイン賞の「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン部門」に都内の中小企業および個人事業者が応募する際の審査料を、全額補助する審査料補助制度を正式に決定しました。

また、審査料補助制度を活用し応募・受賞した作品から、特に優れたもの一点に、「東京都知事賞」が授与されます。

★東京都からのプレスリリースはこちらからご覧いただけます。

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/safetygoods/>

★キッズデザイン賞サイトはこちら。

<http://www.kidsdesignaward.jp/>



<昨年の東京都知事賞受賞作品>  
RK-Chair (家具・インテリア)  
軽くてケガをしにくいフェルト製  
水洗い可能なキッズチェア

### 第11回キッズデザイン賞「東京都 審査料補助制度」

#### <目的>

キッズデザイン賞「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン部門」に応募の都内中小企業等の審査料を全額補助することで、子どもの安全に配慮した商品の開発・普及を促進する。

#### <補助対象>

次のすべてに該当する応募者が補助対象となります。

- ①中小企業基本法第2条\*に該当する中小企業、個人事業者であること。※詳しくは裏面をご参照ください。
  - ②東京都内に主たる事業所を有すること。
  - ③応募部門が「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン部門」であること。
- ※連名応募の場合、すべての応募者が補助対象である必要があります。

#### <補助内容>

第二次審査に関する審査料 54,000円（税込み）を全額補助。※審査結果に関わらず補助。

#### <申込み方法>

キッズデザイン賞Webサイト応募フォーム<東京都による審査料補助の申込み受付欄>で申込み受付。

#### <提出書類>

会社の登記簿謄本

※応募から3カ月以内に取得されたもの。連名応募の場合は、すべての会社分のご提出が必要。  
(個人事業主の場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し)

#### <スケジュール>

- |                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| 3月 3日(金)～5月12日(金) | 申込み受付期間                   |
| 5月18日(木)～6月 2日(金) | 第一次審査で、対象条件に該当しているかを確認    |
| 6月 9日(金)          | 第一次審査結果の通知日に、確認結果と手続きをご案内 |
| 6月20日(火)          | 提出書類の送付締切                 |
| 6月下旬              | 審査料補助制度の申込み受付の承諾書を送付      |

## \*中小企業基本法で定める「中小企業」とは

中小企業基本法では業種により「中小企業者の範囲」を下記のとおり規定しています。

業 種	中小企業者	
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※詳しくは以下の中小企業庁ホームページをご覧ください。

[http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.htm#q1](http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q1)

※なお、上記条件に当てはまる場合でも、大企業である親会社から出資を受けている場合は、「東京都 審査料補助制度」の適用を受けることができませんので、ご注意ください。

## ■東京都審査料補助制度についてのFAQ

**Q. 補助対象の条件にある「東京都内に主たる事業所を有すること」の主たる事業所とは、本社を指すのでしょうか？**

A. 会社の登記で、本店として登録している住所の事業所を、主たる事業所とします。

**Q. 都内に事業所がある社団法人やNPOは、審査料補助制度の対象になるのでしょうか？**

A. 中小企業基本法第二条に該当する中小企業、個人事業主が補助対象となるため、社団法人やNPOは対象とはなりません。

**Q. 審査で落選してしまった場合も、審査料は全額補助されるのでしょうか？**

A. 審査結果に関わらず、補助対象であれば審査料は全額補助されます。

**Q. 「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン部門」に、複数応募した場合、それぞれの応募作品ごとに登記簿謄本の提出が必要でしょうか？**

A. 登記簿謄本の原本は1部のみで結構です。2作品目以降はコピーを添付ください。

**Q. 審査料補助の申請手続き上、応募フォームに記載する応募団体情報(従業員数、資本金、業態)は、登記簿謄本に記載されている内容と同一のものを記入すればよいのでしょうか？**

A. 登記簿謄本の記載内容および応募フォームに入力された応募団体情報の両方で、適用条件を確認します。応募フォームの入力情報は登記簿謄本の記載内容と同じ内容を記入してください。